令和6年5月8日

事業者 各位

公益社団法人 滋賀労働基準協会東近江支部長

職長教育(12時間コース)のご案内

職長教育につきましては、労働安全衛生法第60条の定めにより、新たに職長の職務に就くこととなった者、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、安全又は衛生のための教育を行なわなければならないことになっています。つきましては下記の要領により職長教育を実施いたしますので、受講について格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1. 日 時 1 日目 **7月18日(木)10:00~17:00**(着席は5分前、遅刻は失格になります) 2 日目 **7月19日(金)10:00~17:00**
- 2. 会 場 **甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」** 甲賀市水口町水口 6009 番地 1
- 3. 受付開始 **5/24(金)8:30** FAX 先着順 (フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)
- 4. 締 切 申込み、入金とも開講日の10日前 (定員60名で〆切りになります)
- 5. 教育科目 ①作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法
 - ②指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
 - ③危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置
 - ④設備、作業等の具体的な改善の方法
 - ⑤異常時における措置、災害発生時における措置
 - ⑥作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
 - ⑦労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
- 6. 受講料

会員事業場 13,503 円 (受講料 11,000 円+消費税 1,100 円 テキスト代 1,403 円) 非会員事業場 15,703 円 (受講料 13,000 円+消費税 1,300 円 テキスト代 1,403 円)

*テキスト代内訳 ①職長の安全衛生テキスト 800 円+消費税 80 円

②職長教育資料 476 円+47 円

1+2=1,403 =

- *受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)
- (注1)振込手数料は、申込者の負担でお願いします。
- (注 2) 振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であれば HP に専用の 依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。
- (注3) 現金の場合は、当支部までご持参願います。 (要事前連絡)
- (注 4) 受講料は各開講日の 10 日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください
 - *締切日後も未入金の場合はキャンセル扱いとします。
- 7. 申込み方法 FAX でお申込みください (受付開始日時をお守りください)
- 8. その他
 - ① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」を クリックし PDF に記載の内容に従って手続きしてください。
 - 1.受講の取消・日程変更は、開講日の1週間前まで。
 - 2.受講者の変更は、受講日の前日 16:30 まで受付けます。
 - ② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
 - ③ 災害発生時や悪天候、特別警報の発令等により開講を「中止」する場合があります。概要は当協会のホームページ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上

特別教育·告示等講習会共通申込書

東近江支部主催講習専用 FAX 0748-36-2335

受講希望の講習名に○印をつけてください

∠ m 1 m	工 2 1111日 日 1-0日 2 2 7 6 7 7 6 7	
	低圧電気取扱に係る特別教育	職長教育(12H コース)
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	安全衛生推進者養成講習
	自由研削といしの取替等の業務等に係る特別教育	新入者安全衛生教育
	機械研削といしの取替等の業務特別教育	リスクアセスメント講習会
	産業用ロボット(教示等)特別教育	動力プレス機械の金型等の取付け業務等に係る特別教育

受講		1/4 H	/ 4		-	~		40/11 F			日	
	*1日のみのコースの場合は初日だけをご記入ください *受付開始日を確認しましたか? (はい ・ いいえ) \rightarrow 受付開始日は 月 日です											
H 11	*受付開始日を研	雀認しましたか?	(はい	٠	いいえ)	→ 受付	付開始日は	月	日です	

*受講申込にあたってご記入いただく個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません

ふりがな						現住所	
氏 名						₸	
生年月日	昭和					緊急連絡先	Т
	平成	年	月	日		系忌理給尤	IEL
*個人申込の場合のみ連絡先(TEL・FAX)をご記入ください							
TEL					FAX		

令和5年10月開講分より「受講票は請求書と共に郵送」となりました

*事業所を通じて申し込む場合は、事業所についてご記入ください(受講票・請求書・修了証などの送付先となります)

事業所名 請求書宛名 事業場名と同じ なら記入は不要		事業所所在地	₹				
	部署名	受講料は 10 日前までにご入金ください 振込手数料はご負担願います					
ご担当者	氏 名	□会員 会員・非会員	が不明瞭な	お支払方法に 図 を □銀行振込			
連絡先	TEL	場合はお問い	合わせください	□支部事務所持参 (持参の場合は要:事前連絡)			
	FAX		<u>円</u>	請求書が届いてからお支払いください			

*開講日の一週間前以降にキャンセルされた場合は受講料の返金はできませんのでご注意ください

【申込・受講料納入先】

(公社) 滋賀労働基準協会 東近江支部	受講料振込先
〒523-0893 近江八幡市桜宮町 288	滋賀銀行 八日市東支店 普通預金 036759
ジブラルタ生命近江八幡ビル 3 階	名義 公益社団法人 滋賀労働基準協会東近江支部
TEL 0748-36-2300 FAX 0748-36-2335	シヤ) シガロウドウキジュンキョウカイヒガシオウミシブ

- 表内は受講票・修了証に反映されますので、楷書で正確にご記入ください。記入ミスや乱雑な書き方で読み間違えてしまうような申込書で提出いただいた場合は、修了証再発行に手数料が発生しますのでご注意ください。
- ➤ 受付開始日時前に到着した FAX は 2 日目到着分の扱いになります。受付初日で定員オーバーした場合は受理できなくなりますのでご注意ください。受付開始日の 8:30 をお守りください。
- ▶ 受付後、受講票と請求書を郵送致します。混雑状況等で数日かかる場合があります。 10日間経過しても受講票・請求書が届いていない場合はご連絡ください。

公益社団法人 滋賀労働基準協会 東近江支部

(支部記入欄)	
受講番号	

